

第3章

計画の基本方針

1. 佐世保市の子育てにおける将来像

(1) 佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り、世界へはばたく “キラっ都” SASEBO

日本本土最西端の地である佐世保。平成から令和へ大きな時代の節目を迎え、佐世保が持つ可能性を形にすべく、本市も今まさに新時代へ進もうとしています。市民が育てきた“寛容性”と“多様性”を地域の誇りとしながら、異文化理解や英語教育によるグローバルな人材育成、海外クルーズ客船の寄港など、世界に目を向けた事業を積極的に展開していく。そして、世界にきらめく感動を広げたい。

海風薫る日本の最西端・佐世保が、国際都市“SASEBO”として、世界へ羽ばたきます。

(2) 各分野において目指す都市像

人口減少局面において、本市が目指すべき都市像は、わかりやすく提示するため、一定の方向性を共有する政策ごとのまとまりで、具体性のあるものとして表します。

本計画は「ひと」分野となります。



出典：第7次佐世保市総合計画(後期基本計画)

(3) 望まれる姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、
子どもが健やかに成長できるまち

(4) 政策の指標

社会指標	現状値 (令和5年度)	目指す方向
合計特殊出生率(※1)	1.68(※2)	
子ども女性比(※3)	0.20287 (令和5年)	
出生数	1,541(※4) (令和5年)	

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値

※2 平成30年～令和4年調査分

※3 0歳から4歳人口(男女計)を15歳から49歳女性人口で除した値(令和6年10月1日現在)

※4 厚生労働省(政府統計e-Stat)・人口動態調査

本計画は、佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、その施策や具体的な取組を定め共有を図ることを目的としたものです。

【その他】

その他の社会指標として、子ども未来政策における新たな指標を検討します。

社会指標	現状値(※5) (令和2年)	目指す方向
佐世保市女性(15歳～49歳)の 有配偶人口【人】(※6)	20,689	
佐世保市女性(15歳～49歳)の 有配偶率【%】(※7)	48.68	

※5 総務省統計局・令和2年国勢調査(人口等基本集計)から算出した値

※6 「有配偶人口」とは、現在結婚している女性の人口(年齢5歳階級別人口)

※7 「有配偶率」とは、女性人口に対する有配偶女性人口の割合

2. 施策の推進

《施策1》母子保健の推進

安心して妊娠、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待の未然防止等の観点から、育児不安の軽減に資する様々な取組を推進します。

《施策2》地域での子育て支援

地域における子育て支援の充実を図るとともに、子どもと子育てに関して、地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

《施策3》幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育における量の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに応じた多様な事業・サービスの展開を図ります。

《施策4》経済的支援の推進

安心して子育てができるよう、市民の利便性等を考慮した各制度の適切な運用を通じて、子育て家庭への経済的支援の取組を推進します。

《施策を支える包括的な取組》

施策1から4に加え、こども基本法を基に、すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。また、子どもや若者と子育て当事者が健やかに成長するために、行政や地域、企業等が協力し、社会全体で支える取り組みを推進します。

3. 子ども未来部の組織体制

子ども未来部における組織体制＜令和6年4月1日時点＞

課名	主な役割
子ども政策課	●子ども・子育てに係る計画の総合的な推進 ●部内予算及び業務の総括 ●児童福祉施設等に対する指導監査等 ●児童センターの運営支援 ●放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の推進 ●ファミリーサポートセンターの運営支援
保育幼稚園課	●保育所及び認定こども園等の諸手続きに関する業務 ●私立保育所等、認定こども園等の施設運営支援 ●公立保育所・幼稚園等の予算及び施設管理、運営 ●地域子育て支援センターの運営支援 ●病児保育事業の推進
子ども支援課	●手当給付(福祉医療費・児童手当・児童扶養手当) ●ひとり親家庭への支援(母子家庭等自立支援事業等)
すこやか子どもセンター	●母子保健の推進(母子健康診査・育児相談支援・医療サービス等) ●児童とその家族及び妊産婦の福祉等に関する相談支援
子ども発達センター	●「親子交流部門」による育児相談等による子育て支援 ●「療育部門」による医師診療・リハビリ・学校訪問 等 ●発達に遅れや気がある就学前の児童を対象とした児童発達支援センターすぎのこ園による支援

4. 計画体系

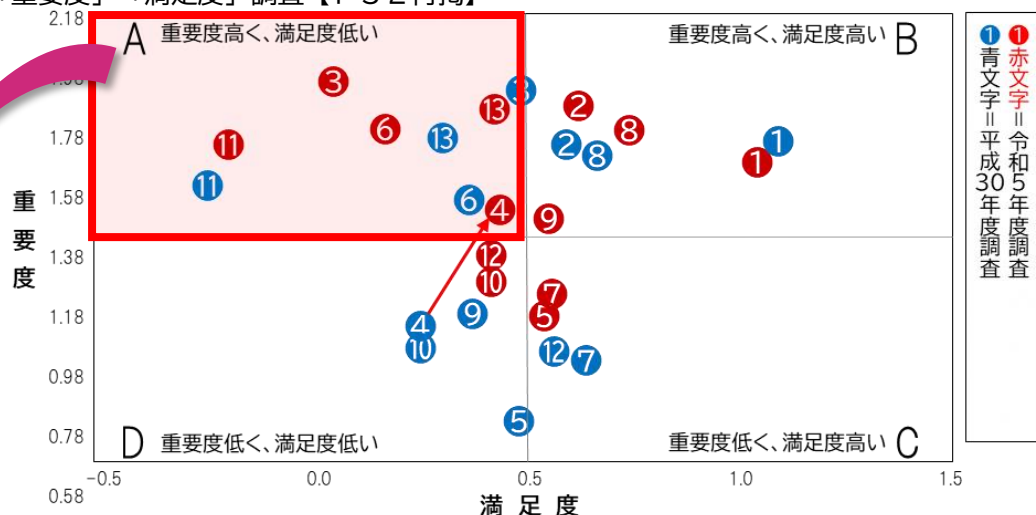
佐世保市 子ども未来政策における 施策の体系

望まれる姿 子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

施策	施策の方向性	具体的な取組
施策1 母子保健の推進	方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及	①幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進 ②食育による子育て支援
	方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	①安全で健やかな妊娠・出産への支援 ②乳幼児健康診査の適切な実施 ③家庭訪問による支援 ④子どもに関する相談支援 ⑤児童虐待の未然防止
	方向性3 子どもの療育と発達支援	①子ども発達センターと地域での障がい児支援 ②児童発達支援センターすぎのこ園での障がい児支援
施策2 地域での子育て支援	方向性1 地域における子育て支援の充実	①地域子育て支援機能の充実 ②ファミリーサポートセンターの運営 ③子育て支援サークルの自主的活動へのサポート ④子育てサポーターの養成 ⑤子育て支援意識の高揚 ⑥事業者の子育てに対する理解促進
	方向性2 地域における子どもの健全育成	①放課後児童対策パッケージに係る取組の推進 ②施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり
施策3 幼児教育・保育の充実	方向性1 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	①幼児教育・保育環境の充実 ②幼児教育・保育の質の向上
	方向性2 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	①延長保育等の実施 ②病児保育の推進 ③その他の保育事業
施策4 経済的支援の推進	方向性1 経済的支援の推進	①児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施 ②福祉医療費制度の運用 ③ひとり親家庭等の自立促進 (佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画)
施策を支える包括的な取組	方向性1 子ども・若者の育成・支援	①ライフステージを通じた切れ目ない支援 ②ライフステージ別の支援 ③子育て当事者への支援 ④子ども・若者の貧困対策
	方向性2 親や子どもの居場所づくり	①親と子どもを孤立させない居場所づくり ②放課後の居場所づくり ③子ども・若者が誰でも気軽に利用できる居場所づくり
	方向性3 共働き・共育ての推進	①ワーク・ライフ・バランスに向けた気運の醸成 ②男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大
	方向性4 子育て情報提供と相談体制の充実	①子育て支援情報の発信 ②発信情報の検索性・利便性向上 ③気軽に相談できる窓口の整備

5. 分野別「重要度」「満足度」調査に関する重点的取組

分野別「重要度」「満足度」調査【P 3 2再掲】



Aの項目

具体的な取組（反映箇所）

③子どもの医療費や教育費の負担軽減などの経済的な支援

- 子育て家庭への経済的支援を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費、就学援助などについて、適切な運用に努めます。

- 施策4－方向性1－②【P 6 8に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性1－②－2－(1)【P 7 3に掲載】

④児童手当や保育施設の利用申し込みなど行政手続の電子申請サービス

- デジタル技術を活用した手続きの簡素化等を図り、子育て世帯等の利便性の向上に努めます。

- 施策2－方向性2－①【P 6 2に掲載】
- 施策4－方向性1－①【P 6 8に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性4－②－2【P 8 2に掲載】

⑪子育てと仕事が両立できる職場環境づくり（ワークライフバランス）

- 子育ての男女共同参画やワークライフバランスへの意識啓発及び育児休業等の各種制度による支援を推進します。
- 地域の実情に応じた幼児教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量を確保するとともに、多様な就労形態に応じた市民ニーズに対応できる体制を充実させます。

- 施策2－方向性2－①【P 6 2に掲載】
- 施策3－方向性1及び方向性2【P 6 4～6 6に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性1－③－(3)【P 7 8に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性3－①及び②【P 8 1に掲載】

⑥子どもの健全育成のための居場所や遊び場づくり
(児童センター、メリッタ Kid's、
「きららパーク」等)

- 放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での子どもの居場所づくりを図ります。
- 地域の実情に応じた幼児教育・保育施設の量を確保するとともに、多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させます。

⑬保育所、放課後児童クラブ等の働きながら子どもを預けられる施設

- 核家族化の進行と、地域でのコミュニケーションが希薄になっているため、子どもだけでなく、子育て中の保護者が孤立しないように、多様な居場所づくりを進めます。

- 施策2－方向性2－①及び②【P 6 2に掲載】
- 施策3－方向性1及び方向性2【P 6 4～6 6に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性1－②－2－(2)【P 7 4に掲載】
- 施策を支える包括的な取組－方向性2－①～③【P 8 0に掲載】

6. 本計画の構成と見方

施策の目的

政策（望まれる姿）を実現するために達成すべき事項

KPI

政策の目的といえる客観的な状態の変化をあらわす指標

成果指標

施策の活動結果としての変化をあらわす指標

市民に求められる基本的な姿勢・役割

施策の目的を達成するために、市民に求められる基本的な姿勢や役割

施策の方向性

施策の目的を達成するために行う取組の方向性

民間の役割

施策の目的達成に効果的な事業者の取組等

第4章 具体的な取組

施策1 母子保健の推進

施策の目的

保護者が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できるようにすることを目的としています。

施策の目標

KPI（重要業績評価指標）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和11年度）
乳幼児健康診査受診率	96.5%	96.0%

成果指標	現状値 （令和5年度）	方向性
特定不妊治療費助成組数	52組	▲
「安心して妊娠・出産できるための乳幼児健診などの母子保健サービス」の満足度	83.1%	▲
「障がいや発達に心配のある子どもに対する支援」の満足度	66.2%	▲

市民に求められる基本的な姿勢・役割

妊娠・出産等に関する情報の取得や育児不安等を軽減するために、必要に応じた支援サービスを積極的に活用し、子どもの健やかな成長を支えることが望まれます。

施策の方向性

- 方向性1 妊娠・出産等に関する知識の普及
- 方向性2 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減
- 方向性3 子どもの療育と発達支援

民間の役割

産科や小児科などの医療機関や助産師会、民生委員・児童委員、地域の子育て支援の関係団体等は相互に連携することで、妊娠を希望する方や妊娠後、子どもが産まれたあとの支援まで切れ目のない包括的なサポート体制で支援を行います。